

報告第 20 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和6年12月3日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和6年10月10日専決

有田川町長 中山正隆

専決処分事項	令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計 補正予算（第1号）
理 由	空調設備が故障し、早急に修繕する必要が生じたため。

令和6年度

有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算

(第 1 号)

令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度有田川町の特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,927千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,039千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月10日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	51	13,927	13,978
	1 繰入金	51	13,927	13,978
3	諸収入	0	1,000	1,000
	1 雑入	0	1,000	1,000
	歳入合計	112	14,927	15,039

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	1	14,927	14,928
	1 施設管理費	1	14,927	14,928
	歳出合計	112	14,927	15,039

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 1	千円 14,927	千円 14,928
歳 出 合 計	112	14,927	15,039

2 歳 入

2 款 繰入金 13,927千円

1 項 繰入金 13,927千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金繰入金	千円 51	千円 13,927	千円 13,978
計	51	13,927	13,978

3 款 諸収入 1,000千円

1 項 雑入 1,000千円

1 雑入	0	1,000	1,000
計	0	1,000	1,000

3 歳 出

1 款 総務費 14,927千円

1 項 施設管理費 14,927千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	千円 1	千円 14,927	千円 14,928	千円	千円	千円 14,927	千円
計	1	14,927	14,928	0	0	14,927	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 特別養護老人 ホームしみず 園基金繰入金	千円 13,927	長寿支援課 特別養護老人ホームしみず園基金繰入金	千円 13,927

1 雑入	1,000	長寿支援課 指定管理者負担金	1,000

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 14,927	長寿支援課 修繕料（公有財産）	千円 14,927

有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計